

2017年度 法科大学院

早期卒業生入学試験問題

1 時限

憲法

(論文式)

試験時間 60 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

アメリカ合衆国国籍を有するXは、20XX年5月10日、語学学校の英語教師として雇用されるため在留期間を一年とする上陸許可の証印を受けて日本に入国した。Xは、英語教師として勤務しながら、かねて念願していた琴と琵琶の修練を専門家に師事して行っていたが、さらに日本での英語教育および琵琶、琴等の研究を継続する必要があるとして、翌年の5月1日、法務大臣に対し、一年間の在留期間の更新を申請した。しかし法務大臣は、Xが在留中に、日米安全保障条約撤廃を訴え、あるいは日本政府の集団的自衛権行使容認に反対する集会および集団示威行進等に積極的に参加していたことから、Xのそうした政治活動は日本国にとって好ましいものではないとして、「在留期間の更新を適当と認める相当な理由がある」(出入国管理及び難民認定法第21条第3項)ものとはいえないと判断し、更新を許可しないとの処分(以下「本件処分」という。)をした。なお、上記集会、集団示威行進等は、いずれも平和的かつ合法的行動の域を出ていないものであり、Xの参加の様子は、指導的又は積極的なものではなかった。

【資料】 出入国管理及び難民認定法
(在留期間の更新)

第21条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。

3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

設問

本件処分を違法とするために、どのような憲法上の主張ができるか、相手方(法務大臣)側からの反論も想定したうえで、述べなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)